

松江市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年3月24日付け松江市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成22年6月10日

松江市監査委員 小松原 操
松江市監査委員 児玉 泰州
松江市監査委員 比良 幸男

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 指定管理料について</p> <p>制度の運営に関しては、公募施設の評価については行政改革推進課において統一的になされているが、非公募施設については、施設数の多さ、施設の目的の多様性から、各所管課に委ねられている。また、年次報告や月次報告についても各所管課の独自チェックに任されている。統一的対応について昨年度にも要請したところ、管理運営状況の評価について実施していく旨の回答をいただいているので適切に対応され、各所管課に対して周知徹底を図らねたい。</p> <p>公の施設は、公益目的をもった松江市民の財産である。それぞれの施設の有効活用を図るためには、設置目的について再確認を行い、明確な理念とそれを達成するための適切な手段の検討が必要とされる。特に非公募施設については、所管課と指定管理者が連携をもって利用者の利便性の向上と施設の有効活用に努められたい。</p> <p>（行政改革推進課）</p> <p>(2) 個別事務事業について</p> <p>国民健康保険事業については、近年医療給付</p>	<p>(1) 指定管理料について</p> <p>指定管理者制度を導入している施設の評価については、これまで公募施設のみを対象としていましたが、平成21年度の管理状況の評価からは非公募を含めた全ての施設を対象に実施することとしています。評価にあたっては、</p> <p>(1)施設の効果の最大限の発揮と施設の効率的な管理</p> <p>(2)施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力</p> <p>(3)日常業務</p> <p>の3項目を柱とする標準例を元に、必要な項目の加除を行い、個々の施設の状況に相応しい評価ができるようにしています。特に非公募施設については、評価の初年度にあたるため、再度周知徹底を図ってまいります。</p> <p>このような評価を通じ、新たな視点から所管課が指導監督することにより、指定管理者の管理運営の改善を図ることで、利便性の向上や施設の有効活用に努めてまいります。</p> <p>（行政改革推進課）</p> <p>(2) 個別事務事業について</p> <p>保険料改定について</p>

費の増大等により全国的に約7割の団体で赤字決算（平成19年度決算）という状況にある。松江市においても例外ではなく来年度には保険料の改定が予定されている。医療費の削減に向けて保険年金課としては人間ドック補助、ジェネリック医薬品の普及、医療費通知等を行っているが、松江市全体、さらには関係機関と一体となった対策が必要と思われる。ジェネリック医薬品の普及・啓発、一般検診、ガン検診等の受診率の向上、スポーツやレクリエーションの機会拡大、食生活の改善等病気の予防、早期発見による効果は医療費の抑制に効果があり、国民健康保険や介護保険など保険制度の健全経営に寄与するものと考えられる。当然ながら、市民の健康増進に直接貢献するものであり、総力をあげて取り組まれない。（保険年金課）

中期財政見通し（財政推計：平成21年度～平成25年度）によると、平成22年度は20.7%（609,599千円）の保険料の引き上げが必要であるが、大幅な引き上げは市民生活に与える影響が大きいため、激変緩和措置として「毎年度、収支を分析し保険料の見直しを行う」、「平成22年度については、10%の引き上げ（297,325千円）を行う」こととし、不足分については一般会計からの繰入金（131,274千円）一般会計からの貸付金（181,000千円）で対応することとした。

なお、一般会計繰入金については、財政安定化支援事業（地財措置）60歳以上の国保人間ドック受診者分の繰入金（税負担）のルール化を図り、保険財政の安定化に努めた。

医療費抑制対策について

全市的な健康づくりの推進による医療費の抑制が重要であることから、健康福祉部との連携を更に強化し、「健康都市宣言」を契機に実施される市民挙げての健康づくり運動（松江市民ラジオ体操祭、健康福祉フェスティバルなど）、保健協力員による地域での健康づくりの推進及びがん検診・各種健康診査の受診率向上対策等について取り組むこととした。

平成20年度から実施している特定健診・特定保健指導の業務については、これまで保険年金課が主体となり、健康推進課と健康まちづくり課と業務を分担して実施してきた。過去2年間の実績を検証した結果、これらの業務は各種健康診査・がん検診を総合的に実施している健康推進課が主体となって実施した方が効果的・効率的であるため、平成22年度から同課に保険年金課の業務を移管することとした。

また、平成22年度の特定健診の個別健診時に「大腸がん検診」を同時実施することを可能とし、受診率の向上を図ることとした（集団健診では平成20年度から実施済み）。

なお、ジェネリック医薬品の普及促進については、平成21年度に引き続き平成22年度も希望カード、パンフレットを国保加入世帯に配布することとしているが、同医薬品を使用した場合の「差

<p>会計検査院による指摘により、国・地方公共団体における構造的な不正経理が問題となったところである。松江市においては、そういう指摘はなかったが、物品購入と現金の取扱いについて、組織的内部牽制の仕組みが確立されているとはいえない状況である。出納室が核となって全課で作業分析を実施して内部牽制組織図を作成することにより、責任体制を明確化されたい。また、物品購入については年に数回の抜き打ち実地検査を実施するなど組織的な予防策を講じられたい。</p> <p>(契約検査課、出納室)</p>	<p>額通知」の実施に向け、島根県国民健康保険団体連合会と調整中である。</p> <p>(保険年金課)</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日に松江市財務規則の一部改正を行い、物品購入時に行う検査体制について責任を明確化し、必要な場合、出納機関(管財課上席出納員)に立会を求めることができることとした。</p> <p>(契約検査課)</p> <p>物品購入については、財務規則第 69 条第 3 項の規定により物品取扱員または各課長の立会いを求めなければならないとなっており、これが確実に実行されるよう周知を図るとともに、管財課と連携し年数回の抜き打ち検査を実施することとします。</p> <p>現金の取扱いについては、各種収納金について各課出納員により適切に管理されるよう再度周知徹底を図り、また毎年 3 月に実施している「つり銭」の保管状況調査は、引き続き適切な管理を指導するとともに、調査を上半期にも実施することとします。</p> <p>(出納室)</p>
--	--